

企画競争説明書

業務名称：フィジー国西部地区汚水処理マスタープラン策定プロジェクト

調達管理番号：21a00130

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年6月23日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年6月23日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：フィジー国西部地区汚水処理マスタープラン策定プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。

(全費目課税)

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、最終見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年9月 ～ 2024年8月

以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2021年9月～2022年8月

第2期：2022年9月～2024年8月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

<第1期>

第1回（契約締結後）：契約金額の40%を限度とする。

<第2期>

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の20%を限度とする。

(6) 部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します¹。

1) 2021年度末（2022年2月頃）

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：【服部一希 Hattori.Kazuki@jica.go.jp】

注）持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

地球環境部 環境管理グループ環境管理第一チーム

¹ 当機構は中期目標管理法に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則(調)第 8 号) 第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号) 第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程(調)第 42 号) に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者として扱います。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年7月2日12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1）原則、電子メールによる送付としてください。

注2）電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年7月8日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年7月27日12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2021年5月12日版)」を参照願います。以下にご留意ください。

1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。

2) 本見積書と別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、PDFに

パスワードを設定し、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。
なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先 :

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料 (プレゼンテーション実施する場合のみ)

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 :

宛先 : e-koji@jica.go.jp

件名 : (調達管理番号) _ (法人名) _ 見積書

[例 : 20a00123_〇〇株式会社_見積書]

本文 : 特段の指定なし

添付ファイル : 「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類 :

1) プロポーザル・見積書

2) プレゼンテーション実施に必要な資料

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

3) 虚偽の内容が記載されているとき

4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2020年4月)を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

a) 旅費(航空賃)

b) 旅費(その他:戦争特約保険料)

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

- e) その他（以下に記載の経費）
本邦研修に係る経費
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
特になし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) FJD1 =54.4493 円
 - b) US\$ 1 =109.811 円
 - c) EUR 1 =134.026 円
- 5) その他留意事項
特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／総合污水处理計画
- b) 下水道施設計画
- c) 組織経営分析・強化

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 24.8 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年8月13日（金）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調

整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7 営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は 30 分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近 3 か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第 13 章第 6 節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第 13 章第 7 節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

（1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

（3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

（4）プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

（5）虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

ます。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：下水道整備に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

第2条 プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。
(第3章の第7条実施方針及び留意事項(8)参照)

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの**別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」**を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／総合的汚水処理計画
- 下水道施設計画
- 組織経営分析・強化

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／総合的汚水処理計画）】

- a) 類似業務経験の分野：下水道整備計画策定に係る各種業務

- b) 対象国又は同類似地域：大洋州諸国及びその他途上国地域
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 下水道施設計画】

- a) 類似業務経験の分野：下水道施設整備に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：評価せず
- c) 語学能力：語学評価せず

【業務従事者：担当分野 組織経営分析・強化】

- a) 類似業務経験の分野：組織経営分析に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：大洋州諸国及びその他途上国地域
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(1 0)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(4 0)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	1 8	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	1 8	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(5 0)	
	(3 2)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／総合的汚水処理計画</u>	(2 7)	(1 1)
ア) 類似業務の経験	1 0	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	—	(1 1)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(5)	(1 0)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	—	5
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>下水道施設計画</u>	(7)	
ア) 類似業務の経験	4	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力：<u>組織経営分析・強化</u>	(1 1)	
ア) 類似業務の経験	4	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	4	
エ) その他学位、資格等	2	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 2021年8月4日（水） 14：00～
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - (2) 使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - a) Microsoft-Teamsを使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teamsの音声機能によるプレゼンテーションです。(Microsoft-Teamsによる一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、(システムが不安定になる可能性があることから)認めません。)指定した時間にTeamsの会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - b) 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) 当機構在外事務所及び国内機関のJICA-Netの使用は認めません。

以上

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下、「発注者」もしくは「JICA」という。）と受注者名（以下、「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「フィジー国西部地区汚水処理マスタープラン策定プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

フィジーの人口第2及び第3の都市であるラウトカ、ナンディが位置する西部地区は、砂糖産業や製造業の中心地であるとともにナンディ国際空港を擁する観光産業の重要拠点となっている。しかしながら、人口増加や観光客の増加に汚水処理が追い付いておらず、環境への悪影響が深刻化しており、今後の人口増加や経済成長に伴う将来的な需要増加を見越した汚水処理施設・設備の整備が必要となっている。

フィジー政府が策定した「国家開発計画（2017-2036）」では、2033年までに人口の70%が下水システムへのアクセスが可能となるよう、公共下水処理システムの整備と拡張を全ての都市部で進めるとしている。現在（2021年）、フィジー全体では11の下水処理場があり、西部地区ではナンディ、ラウトカ、バ、シンガトカの4ヵ所に下水処理場が設置されている。JICAは2019年に「フィジー共和国上下水道セクター基礎情報収集・確認調査」を開始し、現地での下水処理状況を調査した結果、ほとんどの下水処理場で十分な処理がなされないまま排水が近隣の河川や海岸に放流され、汚染や悪臭等の深刻化が確認された。この原因としては、下水処理場の過負荷運転と不適切な運転・維持管理（以下、「O&M」という。）が挙げられた。過負荷運転が発生するのは、既存の下水道マスタープランの策定年度が古く、現状にそぐわないため施設の適切な増改築計画が策定できないことや、既存施設の保全が実施されないために老朽化と機器の故障が発生していることに起因している。O&Mに関しては、マニュアルが整備されていないことに加え、施設の運転データや水質データに基づく維持管理が実施されておらず、職員の技術向上のための研修もなされていない等の理由から適切になされていないことが明らかとなった。そのため、フィジー水道公社（Water Authority of Fiji。以下、「WAF」という。）では、現状及び将来推計を踏まえた下水処理事業のマスタープランの策定及び職員の能力向上が、今後の下水処理事業を展開する上で喫緊の課題となっている。このような状況の中、フィジー政府より我が国に対し、西部地域における下水道マスタープランの策定及びWAF西部の下水道施設維持管理能力改善のための研修実施に係る支援が要請された。

要請を受け、JICA 地球環境部は2020年10月27日～2021年2月17日に詳細計画策定調査をオンラインで実施し、WAF及びインフラ・気象サービス省（Ministry of Infrastructure and Meteorological Service。以下、「MIMS」という。）との間で、2021年2月17日に協議議事録（Minutes of Meetings）の署名を行い、2021年6月末には討議議事録（Record of Discussions。以下、「R/D」という。）の署名を行う予定である。

第3条 プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

西部地区汚水処理マスタープラン策定プロジェクト

(2) 事業の目的

策定された西部地区汚水処理マスタープラン、優先都市における下水道マスタープラン、優先プロジェクトのPre-F/Sの実施と共に、WAFの組織・運営管理体制の強化により、西部地区における汚水及び汚泥管理が改善され、公衆衛生環境が改善される。

(3) 期待される成果

成果1： 西部地区における汚水処理改善に関するオンサイト・オフサイト処理を含めた包括的な西部地区汚水処理マスタープランが策定される。

成果2： 西部地区汚水処理マスタープランで抽出された優先都市において、下水道マスタープランが策定される。

成果3： 下水道マスタープランで選定された優先プロジェクトに係るPre-F/Sが実施される。

成果4： MIMSの上下水道局（Department of Water and Sewerage。以下、「DWS」という。）及びWAFにおける事業実施体制（計画策定、施工管理（調達）、維持管理等）が強化される。

(4) 対象地域

フィジー共和国西部地区

(5) 関係官庁・機関

主要実施機関： フィジー水道公社（Water Authority of Fiji : WAF）

関係機関： インフラ・気象サービス省（Ministry of Infrastructure and Meteorological Service : MIMS）、水路環境省（Ministry of Waterways and Environment）、経済省（Ministry of Economy。以下、「MOE」という。）、国土鉱物資源省（Ministry of Lands and Mineral Resources）、フィジー統計局（Fiji Bureau of Statistics）、伝統的土地信託委員会（iTaukei Land Trust Board）、地方自治省（Ministry of Local Government）、地方自治体、（Municipal Councils、Provincial Councils）等

(6) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

フィジー共和国上下水道セクター情報収集・確認調査

第4条 業務の目的

本業務は、JICAが2021年6月末にフィジー国政府と締結予定である「西部地区汚水処理マスタープラン策定プロジェクト」に係るR/Dに基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、事業の目的の達成に寄与することを目的とする。

第5条 業務の範囲

本業務は、当該プロジェクトの枠内で、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) 実施方針

本プロジェクトは、フィジー国西部地区において、西部地区全体を対象とした汚水の集合型及び分散型処理を含めた西部地区汚水処理マスタープランの策定、優先都市における下水道マスタープランの策定、優先プロジェクトの事前事業実施可能性の検討（以下、「Pre-F/S」という。）の実施及びマスタープランに基づくWAFおよびMIMSの実施体制の強化を実施するものである。

西部地区汚水処理マスタープランは、西部地区の全ての市と町、及び主要な集落に対して、西部地区における集合処理と分散処理の導入区域、導入方法、スケジュールを示すのが目的であり、これにより国家開発計画（2017-2036）に示された「2033年までに人口の70%が下水道にアクセスできるようにする」という目標を達成するための西部地区における集合処理、分散処理による汚水処理施設整備の道筋を明確化する。本マスタープランでは、①制度・関連組織・既存施設の現状確認、②優先都市選定クライテリアの設定のための西部地区内自治体を対象とした基礎データ収集調査の実施、③西部地区全体を対象とした集合型及び分散型汚水処理を含めた西部地区汚水処理構想の策定、④優先都市選定クライテリアの設定、⑤優先都市の選定、⑥WAF下水道部門の人材育成計画及び財務改善計画の作成を含むものとする。優先都市の下水道マスタープランでは、上記④で設定したクライテリアに基づき、2都市程度の優先都市を選定し、これらの優先都市を対象とした下水道マスタープランを策定する。

下水道マスタープランは、西部地区汚水処理マスタープランで選定された優先都市において最も下水道整備の緊急性が高く、効果が早く発現すると思われる下水道の整備方法（既存施設の拡張を含む）、スケジュール、導入技術、概略予算等を提示するのが目的であり、国家開発計画（2017-2036）に示された目標である「2033年までに人口の70%が下水道にアクセスできるようにする」を効率的に達成する役割を有している。本マスタープランでは、①対象都市の下水道整備基本方針の策定、②対象都市の下水道整備に必要な基礎情報調査、③下水道整備区域の設定、④下水道整備に関する根幹的施設（下水処理場及び下水管渠の幹線ルート）の配置・修繕計画の作成、⑤下水道整備に関する財務計画の設定に関する調査が含まれる。加えて、優先都市の下水道マスタープラン策定段階において、西部地区汚水処理マスタープランで設定されたクライテリアに基づき都市内の優先事業を選定し、下水道整備事業のPre-F/Sを実施する。

(2) 事業のフェーズ分け

本プロジェクトの協力期間は、2021年9月から2024年8月までの約36ヵ月を予定している。契約履行期間は以下の通り2期に分け、第1期の終了時点において、当該期の業務内容の変更の有無についてJICAが指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。なお、契約期間分けについては、上記記述に拘らず、受注者が適切と考える期間があればプロポーザルにて提案すること。

期分け	期間	主な内容
第1期	2021年9月～2022年8月	・西部地区汚水処理マスタープランの策定
第2期	2022年9月～2024年8月	・優先都市における下水道マスタープランの策定 ・優先プロジェクトのPre-F/Sの実施

(3) プロジェクトの実施体制について

本プロジェクトでは、①プロジェクトの最終意思決定を行う合同調整委員会(Joint Coordination Committee: JCC)、及び、②技術的な検討を行う技術委員会(Technical

Committee : TC)を設置する（各メンバーについてはR/D案を参照のこと）。JCCでは、年間計画の策定や必要に応じた変更の承認、プロジェクトの進捗・達成度の確認や、西部地区汚水処理マスタープラン及び下水道マスタープランとPre-F/Sの承認等、プロジェクトの重要な方向性を議論するほか、全体方針について各機関と合意形成を図る。TCでは、年間計画やプロジェクトの進捗管理に関する協議、並びに、西部地区汚水処理マスタープラン、下水道マスタープラン及びPre-F/Sに対する技術的な助言を行う。

（４） 福岡県福岡市の知見活用

福岡市は長年フィジーにおいて上下水道事業に係る協力を実施しており、WAFとのネットワークを有している。また、福岡市は上記協力を通じて、特にWAFの事業体制に係る知見を有している。本プロジェクトにおいては、福岡市との積極的な連携を図り、研修を含む技術移転の実施方法やマスタープランの位置付け等について助言を受けること。加えて、福岡市に対して定期的に調査内容の進捗状況や情報共有を行うこと。

（５） WAFの下水道事業の持続的な運営のための提言

フィジーの下水道事業は、MIMSを上部組織として、WAFが設計、建設、維持管理等の事業を行っているが、WAFが下水道事業を主体的かつ持続的に運営するための能力は未だ限定的である。本プロジェクト終了後の西部地区汚水処理マスタープラン及び下水道マスタープランの活用や、Pre-F/Sをもとにした将来の事業化等本プロジェクトの成果の持続的担保のためには、①フィジー政府関係機関内で下水道事業の必要性と緊急性を認識し、政府内での優先事業の一つと位置付けること②フィジー国の実情と乖離しない実現可能なマスタープランを策定すること③事業化に向けたWAFおよびMIMS上下水道局の主体性を醸成すること、が必要不可欠となる。こうした持続性担保に向けて、受注者はWAF経営層やMIMS、MOEと密接にコミュニケーションを取り、JICAの開発調査型技術協力の運営管理に関する基本的な考えの認識合わせを恒常的に行うことに加え、経営・財務の実情を分析し各マスタープラン策定およびPre-F/Sの実施に際して、持続的な組織経営の側面を十分に踏まえた助言を行う。また、この過程を通じて、①フィジー政府における下水道事業への投資必要性の理解醸成、②WAFおよびMIMS上下水道局による持続的な事業経営に向けた組織分析、財務分析、技術評価などの知識・技術の習得③WAFおよびMIMS上下水道局の主体性の醸成を達成する。

（６） 他ドナー及び関連プロジェクトとの連携

ビチレブ島東部のスバ首都圏で実施されているアジア開発銀行（ADB）プロジェクトの「フィジー都市水供給・廃水管理プロジェクト（緑の気候基金）」は、2022年に第1期の水道事業を完了し、その後に第2期の下水道事業を実施予定であったものの、ADBによれば、COVID-19の影響でフィジー政府の予算が不足しており、プロジェクトにおける政府負担額の確保が容易でなく、またナンディ地区の洪水対策が優先されるため、第2期の下水道の事業が2022年から開始されるかどうか不明確な状況である。こうした状況は、本プロジェクトで策定される下水道マスタープランや優先プロジェクトの実施時期にも影響を及ぼす可能性があるため、ADBプロジェクトの動向を注視する必要がある。また、WAFは独自予算によりオーストラリアの民間企業であるHunter H2Oに委託して、西部地区のナバカイ下水処理場（ナンディ）とナタンブア下水処理場（ラウトカ）の拡張計画を策定中である（2020年12月現在で未だドラフトの段階であり、公表されていない）。WAFによれば両下水処理場の拡張は既存の下水道マスタープランに基づいた計画ではなく、放流基準を遵守できていない現状を早急に改善する

ための計画であり、暫定的なものである。しかしながら、WAFがこの暫定的な拡張計画により両下水処理場の拡張整備を実施するならば、本プロジェクトで策定する西部地区汚水処理マスタープラン、優先都市の下水道マスタープランでも考慮し、反映させる必要がある。以上より、他ドナーとの情報交換を定期的に行い、下水道マスタープラン策定及びF/Sの進捗報告を行いつつ、他ドナーが支援している事業の課題や教訓についても情報収集を行い、本業務に反映させること。

(7) 環境社会配慮

本業務においては、戦略的環境アセスメント（SEA：Strategic Environmental Assessment）の考え方を導入することとする。具体的には、計画策定に当たり、重要な環境社会影響項目とその評価方法を設定し、数ある代替戦略・政策案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行うこととするが、フィジー国には、SEAにかかる法令が規程されているため、実施方法、手続きについては、フィジー側関係機関と協議・調整・確認すること。

(8) 新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた業務の進め方

現在、新型コロナウイルス感染拡大により日本から海外への渡航に大きな制約が生じている。本プロジェクトにおける受注者のフィジーへの渡航については、安全対策措置³が緩和されたのち開始することとする。なお、本プロポーザル作成においては、2021年9月から渡航可能と仮定する。但し、渡航制限の延期や、一度緩和された後にも、日本、フィジー双方の感染流行状況等により、再度、渡航制限が発生する可能性がある。そこで、本プロジェクトにおいては、そのような事態をあらかじめ想定し、オンライン会議や、WAFおよび関係機関との連絡調整をスムーズに行うための現地秘書・連絡要員の活用により、受注者が渡航出来なくなった場合にも、可能な限り計画通りに業務を実施する代替策を予め準備することとする。プロポーザルの作成にあたっては、「2021年9月から渡航可能と仮定する」ことを前提としつつ、20ページ以内の記載制限外において、付録として、渡航出来ない場合のコンティンジェンシープランを2ページ以内で記述する。なお、付録も評価対象とする。

(9) キャパシティ・ディベロップメントの実施方針

コンサルタントは、本業務を通じてWAFおよびMIMS（以下、C/P機関等）における能力向上（キャパシティ・ディベロップメント：CD）の支援を行う。CDとは、「個人、組織、制度や社会が、個別にあるいは集合的にその役割を果たすことを通じて、問題を解決し、また目標を設定してそれを達成していく“能力”（問題対処能力）の発展プロセス」である。CDの詳細については、JICA作成による「キャパシティ・ディベロップメント・ハンドブック：JICA事業の有効性と持続性を高めるために」及び「キャパシティ・ディベロップメント（CD）～途上国の主体性に基づく総合的課題対処能力の向上を目指して～」(いずれもJICAホームページからダウンロード可能⁴)を参照すること。

³ JICA 安全対策措置（渡航措置及び行動規範）は、各国・地域の治安状況の変化等により随時改定されますので、渡航にあたっては常に最新の安全対策措置 (<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>) を入手するようお願いいたします。また、当該国・地域別の治安やテロ、感染症等の情報や安全対策情報を提供する外務省の海外安全ホームページの情報 (<http://www.anzen.mofa.go.jp/readme/readme.html>) と併せてご活用ください。

⁴ キャパシティ・ディベロップメント・ハンドブック: https://www.jica.go.jp/jica-ri/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/etc/200403_b.html

キャパシティ・ディベロップメント(CD):https://www.jica.go.jp/jica-ri/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/cd/200603_aid.html

支援アプローチとしては、まずC/P機関等の能力を適切に把握したうえで（キャパシティ・アセスメント）、その能力や周囲の条件に応じて、コンサルタントとC/P機関等が育成計画の立案、意思決定、実行において十分な情報共有、意見交換、実技披露、OJT等を通して緊密に協働するよう工夫すること。C/P機関等の育成計画についてはコンサルタントチーム全員が共有し、現地での活動時は担当業務如何にかかわらず常に同計画を意識してC/P機関等に接し、OJTを行うよう留意する。本プロジェクトにおけるC/P機関等のCDの方法・内容・留意すべき点については、プロポーザルで提案すること。

（10） 安全対策

安全対策に関するJICA事務所からの指示に従うとともに、JICA安全対策措置（渡航措置及び行動規範）を厳守すること。また、受注者である専門家チームとしても、日常的に治安情報の収集に努める必要がある。なお、緊急時の連絡体制については、特に万全を期すること。

現下の新型コロナウイルスへの対策としてJICAが別途定める措置及び行動規範についても遵守すること。

（11） 現地調査

新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえて、現地調査の実施方法については、ローカルリソースの活用を含め、効率的、合理的な方法を検討すること⁵。特に、活動上、渡航の必要性が生じた場合、JICA安全対策措置（渡航措置及び行動規範）の遵守を徹底し、JICAが規定する手続きを行うとともに、安全情報を十分入手し、無理のない計画を立てて実施すること。

（12） 広報活動

JICAでは業務実施にあたり、本協力の意義、活動内容とその成果をフィジー及び我が国両国の国民各層に正しく理解してもらうため、効果的な広報に努める必要がある。受注者は、JICA技術協力プロジェクト・ホームページのコンテンツ作成を行う等、活動及び成果の積極的な発信を行うこととする。

また受注者は、本プロジェクトの活動が我が国の報道機関で取り上げられる場合、JICAに速やかに情報共有を行う。

さらに、関連する学会やシンポジウム等の機会プロジェクトの成果を積極的に発表する。発表内容については事前にJICAと十分協議すること。

第7条 業務の内容

業務の内容は以下を想定しているが、受注者は国内、現地での作業について、効果的かつ効率的な作業工程及び方法をプロポーザルで提案すること。業務開始時にC/P機関等の能力向上の度合いやプロジェクトの進捗状況を確認しつつ、JICAと協議の上、必要に応じて業務方法及び作業工程を見直すことも可とする。

⁵ ローカルリソースの活用方法については、現行のコンサルタント等契約制度の下においても、以下のような方法が検討可能であるため、必要に応じ、プロポーザルにおいて提案のこと。

- （1） 特殊備人費（一般業務費）を活用した、ローカルリソース（主に個人）を活用する。
- （2） ローカルリソース（個人。法人に所属する個人を含む。）を業務従事者として配置する場合、全業務従事者4分の3までを目途として認めます（第2章「2. プロポーザル作成上の条件」参照）。
- （3） ローカルリソース（法人）を共同企業体構成員とする。共同企業体構成員の場合、我が国における法人登記及び全省庁統一資格を要件としません（第1章「5. 競争参加資格」参照）。

(1) 全体に係る業務

1) 業務計画書の作成・協議

受注者は共通仕様書に基づき、業務計画書（和文）を作成し、契約日の10営業日以内にJICAに提出し、承諾を得る。

2) ワークプランの作成・協議

JICAによる提供資料及び受注者が独自に収集した情報を踏まえ、プロジェクト実施の基本方針、方法、業務工程計画を作成し、ワークプラン（案）として取りまとめ、JICAに説明・協議し、必要に応じて修正する。その後、フィジー側関係者への説明を行った後、第1期においてはベースライン調査の結果を踏まえて修正したワークプラン（案）を、第1回JCCにてフィジー側と協議の上、合意する。第2期においては、第2期契約締結後、直近のJCCにおいてフィジー側と協議の上、合意する。

ワークプランの説明に際しては、図表を主体にした簡潔かつ明瞭なプレゼンテーションを行い、関係者の十分な理解を得られるよう工夫する。また、協議結果は議事録として取りまとめる（以降に記載の各種説明、プレゼンテーション、協議においても、同様の対応を行うこと）。

3) 合同調整委員会（JCC）開催支援と進捗説明

JCC議長の役割はC/P機関等が担うものであるが、JCCを円滑かつ予定どおりに開催するため、受注者はR/Dに定められたJCC参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認してJICAへ報告するとともに、開催に係る支援を行う。第1回JCCについてはプロジェクト開始1～2か月以内を目処に実施し、そこで調査内容やプロジェクト期間中の大まかなJCCの開催時期について確認を行い、以後のJCCにて次回分の実施時期を合意すること。第2回以降のJCCにおいては、C/P機関等と手分けしてプロジェクトの進捗及び活動計画を説明、合意を得ること。

<技術移転等>

4) 成果4「WAF及びMIMSの上下水道局（DWS）における事業実施体制（計画策定、施工管理（調達）、維持管理等）が強化される。」に関して

a. 定期的な情報共有・ミーティングの実施

業務に対するフィジー側の期待は極めて大きく、調査途上において本指示書に明記されていない様々なアイデア・注文が出されることも予想されることから、フィジー側とは日々のコミュニケーションを良好に保ち、常に調整を図りながら、また機構との連絡・相談を密にしつつ、業務を進めること。

C/P機関等のアイデア・注文等については、高い合理性、必要性が認められる場合、機構として遅滞なく検討し、必要に応じ、必要な処置（C/P機関等との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることとする。加えて、「5. 実施方針及び留意事項、(4)」に記載の通り、下水道事業の改善の必要性に対するC/P機関等の意識醸成を図るため、現状及び将来的な汚染による具体的な社会経済への懸念等を十分に分析し、WAF上層部とも定期的に意見交換を図るよう努める。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜機構に提言を行うことが求められる。

b. 下水処理施設・設備及び下水道管渠の施工管理に係る指導（調達時の仕様確認

の徹底等)

西部地区汚水処理マスタープランによる提案を実現するにあたり必要な、WAF及び関係機関職員の下水処理施設・設備及び下水道管渠の施工管理に係る技術移転を行う。

- c. 下処理施設・設備及び下水道管渠の運転・維持管理マニュアル・標準手順書(SOP)の作成支援

西部地区汚水処理マスタープランによる提案を実現するにあたり必要な、WAF及び関係機関職員が継続的に下処理施設・設備及び下水道管渠の運転・維持管理を行うためのマニュアル及び標準手順書(SOP)に係る作成移転を行う。

- d. 本邦研修の実施(別途契約を締結の上、実施予定)

本業務に係る技術指導の一環として、10名10日程度、1回の本邦研修の実施を予定している。研修は「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン(2017年6月)」(公開資料参照)に則り企画・準備・実施する。研修の主な内容は、WAFやDWSさらには下水道事業に関わる各関係機関職員の事業実施能力向上が想定されるが、コンサルタントは具体的な研修内容をプロポーザルにて提案する。なお、研修内容はC/P機関等機関と協議しつつ検討し、JICAの了解を得た上で最終化する。加えて、能力強化の目的によっては、JICAと協議の上、JICAが日本で実施する課題別研修への参加や第三国研修への変更も検討する。

- e. ワークショップの実施

WAFやDWS等直接関連する組織のみならず、汚水処理分野に関わるフィジー側のあらゆるステークホルダーやドナー関係者に対して、意見の聴取及び調査成果の周知・活用が図れるよう、2回程度のワークショップ(プロGRESSレポート1、ドラフト・ファイナルレポートの段階)を開催する。

<第一期契約期間：2021年9月～2022年8月>

- (2) 事前準備(国内作業)及びインセプションレポートの説明・協議

- 1) 関連資料・情報の収集・分析等

詳細計画策定調査で収集した資料を含む既存の関連資料、データを整理、分析、検討するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・データをリストアップする。

- 2) インセプションレポート(案)の作成

上記の結果をとりまとめてインセプションレポート(案)を作成し、JICAに提出し、基本的了解を得る。

- 3) インセプションレポート(案)の説明・協議及びレポートの確定

インセプションレポート(案)をC/P機関等に説明・協議し、基本的了解を得、インセプションレポートをセットし、C/P機関等及びJICAに提出する。

- 4) 先方政府負担事項の確認

M/Mにおいて既にC/P機関等政府負担事項として合意している二次データ取得の際の経費負担(M/M中、「Attached Document、7、3))、及び、プロジェクトの実施に係る地形図や法令・基準などのデータ取得の際の便宜供与(「同項4」)について再確認を行い、円滑に情報収集が行えるよう備えること。

- (3) 西部地区における汚水処理改善に関するオンサイト・オフサイト処理を含めた包括的な西部地区汚水処理マスタープランの策定

下水セクターに関する国家目標を達成するための汚水処理戦略を策定する。WAFの事業計画における目標を念頭に、フィジーの実状にあった西部地区汚水処理マスタープランを作成するものとする。なお、西部地区汚水処理マスタープランの構成は、下記の調査結果を含むものとする。

1) 基礎情報の収集・レビュー

- a. WAF が設定する西部地区の面積、人口の確認
- b. 水環境、水資源、下水、都市排水、環境影響評価制度、住民移転・用地取得に関する法律や規制
- c. フィジーにおける関連計画のレビュー（既存の下水道計画、廃棄物処分計画、土地利用計画、観光振興、工業団地及び環境保全に係る計画）
- d. 既存のマスタープランのレビュー
- e. フィジーにおける河川、地下水、湖、海洋等の公共用水の水質（関連機関が情報を保有している場合に参照する）
- f. 既存の下水処理施設（下水処理場、管路施設、ポンプ場等）の建設年度・老朽度、管路家屋接続状況、運用・維持管理状況
- g. WAF の下水セクターに関する組織能力の現状の把握
- h. 下水セクターに関する他ドナーの事業の確認
- i. 衛生施設の現状と課題（セプティックタンクの汚泥の引き抜きや回収・処理に関する各種規定や実施の現状など。必要に応じ、オンサイト（浄化槽・セプティックタンク）、オフサイト（下水道）の衛生施設の状況に関する情報を現地調査により収集する。）

注）e～i の項目において既存のデータがない場合、時間と予算が許す範囲で現場踏査によるデータ収集を実施

なお、e の実施に必要な水質調査及び河川流量調査は再委託可能（詳細は別紙参照）とする。

2) 優先都市選定クライテリア策定のための文献調査

優先都市の選定の際に透明性やアカウンタビリティを確保するため、選定クライテリアを設定する。設定にあたっては、西部地区の地方自治体に関する以下項目に関する文献調査を行う。

- a. 対象地域の人口、人口密度、貧困指数、人口予測
- b. 上下水道普及率、上水道消費量（建設物別）、上水の水資源、取水地点及び取水水質、水系伝染病発生率、上下水道料金回収率、下水流入量及び流入水質
- c. 工業団地、輸出加工区、空港や港などの国の重要施設、自然保護区、国立公園などの保護区、取水地や湾・湖沼等閉鎖性水域からの処理水排出地点までの距離
- d. 観光施設、大規模商業施設や工業団地等の数及び分布、それら排出源の汚水処理状況
- e. 等高線の入った地形図、市町の区域を示した地図

3) 優先都市選定のためのクライテリアの設定

2) の文献調査で得たデータを基に、クライテリアを設定する。クライテリア項目には、人口・人口密度、公衆衛生への影響、民間セクターの発展、住民の下水施設に対する需要および料金支払い能力、生活環境、環境因子、上水セクターの財務状況を含むものとする。環境因子は、排水放流点がその下流水域や地下水に及ぼす影響をシミュレーションにより評価するものとする。プロポー

ザルでは具体的なシミュレーション方法を提案すること。本クライテリアは、客観的な数値データによる点数付けを行うものとし、プロポーザルでは、各項目の点数付けの具体的な方法を提案すること。なお、上記以外のクライテリア項目について提案があればプロポーザルで提示し、その点数付けの方法についても提案すること。設定されたクライテリア（案）は、JCCにおいて協議・決定する。

4) 上述のクライテリアを用いた優先都市（2都市程度）の選定

上記クライテリアに基づいて JCC で優先都市を選定する（2都市程度）。なお、優先都市の選定においては、対象都市で下水道整備事業の妥当性が十分検証できるように、選定基準に基づく選定プロセスを明確にする。

5) 衛生・下水道施設整備による公共水域の水質や公衆衛生の質の改善に関する定量的効果の評価

上記3)のクライテリア項目である、環境因子や公衆衛生への具体的影響評価法について整理するとともに、オンサイト及びオフサイト処理施設整備による公共水域の水質や公衆衛生の改善を定量的に評価する。

a. 下水道セクターに関する国家目標を達成するための技術、組織、財務に関する戦略の立案

フィジーの下水道セクターへの技術、組織、及び、財務に関する戦略を作成し、C/P 機関等に提案を行う。また、国家下水道整備戦略には、オンサイト、及び、オフサイト施設の区分けを決める基準の整備や、オンサイト施設の設置時に必要となる政策的支援のありかたを提案するとともに、地方政府のオフサイト、及び、オンサイト施設に関する責任範囲を、実態を見ながら検討すること。

b. 組織構成、人材開発等、WAF の下水分野の組織能力開発に関する計画策定及び WAF の技術指導體制の検討

上記汚水処理戦略による提案を実現するにあたり必要な、WAF の組織強化計画を策定する。本計画には、組織構成、人材開発、及び、必要に応じて WAF から地方自治体への技術指導実施の検討を含む。

c. WAF の下水セクターの財務改善計画の策定（建設費・維持管理費の費用負担方法及び適正な料金水準の検討、法律・条例の検討、住民広報・住民参加の検討、管路接続推進の取組、民間からの資金調達の可能性、WAF の上水道セクターとの連携等を含む）

本計画では、財務に関する WAF 下水道部門の改善に関する計画を策定する。財務計画は、民間からの資金調達、WAF の上水道セクターとの連携、下水道使用料改訂、資産運用の可能性などを含めた計画とする。

d. 環境社会配慮の検討（戦略的環境アセスメントの考え方にに基づきスコーピングを実施した上で計画段階での代替案の検討を行う）

具体的な内容は、詳細計画策定調査報告書案の「表 4-14 環境社会配慮における TOR 案」を参照すること。なお、本環境社会配慮調査は、現地再委託を可能とする。

(4) プロGRESSレポート1の作成・説明・協議

ワークショップで議論した内容を西部地区汚水処理マスタープランに反映する。その後、同マスタープランをフィジー側に説明・協議し、基本的了解を得た上で西部地区汚水処理マスタープランの内容を含んだプロGRESSレポートをまとめる。

<第2期契約期間：2022年9月～2024年8月>

(5) 西部地区汚水処理マスタープランで抽出された優先都市において、下水道マスタープランが策定される。

西部地区汚水処理マスタープランで選定された優先都市（2都市程度）における下水道マスタープランには、以下の項目を含むものとする。なお、各検討項目に対する作業手順や基本方針をプロポーザルにて提案すること。

- a. 目的、対象地域、対象期間の設定
- b. オンサイト及びオフサイト処理施設整備に関する基本方針の策定
- c. 対象都市の下水道整備・機能改善・拡張に必要な情報収集
- d. 各種計画諸元（人口予測、汚水発生量）の設定
- e. 下水処理施設の計画と設計に関する基本方針のレビュー
- f. 下水道処理区域の設定
- g. 戸別接続促進、事業者の排水処理及び下水道接続促進に向けた方策
- h. 下水処理場の処理方法や立地、下水管渠の幹線ルートを含む基本的な下水道施設の段階的な整備・改善・拡張計画、運営維持管理計画の策定
- i. 概略事業費の算定
- j. 下水道整備と運営維持管理の財務計画策定
- k. マスタープランの見直し・更新に必要な手続きの検討
- l. 環境社会配慮の検討（戦略的環境アセスメントの考え方に基づきスコーピングを実施した上で計画段階での代替案の検討を行う）

具体的な内容は、詳細計画策定調査報告書案の「表 4-14 環境社会配慮における TOR 案」を参照すること。なお、本環境社会配慮調査は、現地再委託を可能とする。

なお、hの実施に必要な路線測量は再委託可能（詳細は別紙参照）とする。

(6) プログレスレポート2の作成・説明協議

優先都市における下水道マスタープランをフィジー側に説明・協議し、基本的了解を得た上で同マスタープラン及び西部地区汚水処理マスタープランの内容を含んだプログレスレポートをまとめる。

(7) 下水道マスタープランで選定された優先プロジェクトに係るPre-F/Sが実施される。

Pre-F/Sはプロジェクト終了後、フィジー側で実施されるF/Sのための調査である。下水道マスタープランで選定された最優先都市（2都市程度）の対象地域での、下水道整備事業のPre-F/Sを実施する。

- a. 優先都市における下水道マスタープランから、緊急性を考慮した優先プロジェクトの特定
- b. プロジェクトの必要性・妥当性の確認
- c. プロジェクト区域の下水管路・ポンプ場の概略設計
- d. 下水処理場の概略設計
- e. 組織、財政計画策定
- f. 維持管理計画策定
- g. 概略事業費策定
- h. 優先プロジェクトの環境社会配慮の検討（スコーピング）
- i. F/S調査で実施すべき追加調査の提案

- j. 下水接続に関する住民意識、費用負担の可能性、支払意思額（既存のデータもしくは質問表を用いた世帯調査、もしくはその他の方法により調査）

なお、c、d、jの実施に必要な土質調査、路線測量・平板測量、住民意識調査は再委託可能（詳細は別紙参照）とする。

(8) ドラフト・ファイナルレポートの作成・説明協議

全ての調査結果をドラフト・ファイナルレポートとしてとりまとめ、C/P 機関等に説明・協議し、基本的了解を得る。

(9) ファイナルレポートの作成・提出

ドラフト・ファイナルレポートに対する JICA 及び C/P 機関等のコメントを受けて、ファイナルレポートを作成し、C/P 機関等及び JICA に提出する。

第8条 報告書等

(1) 報告書等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、第1期はプログレスレポート2、第2期はファイナルレポートとする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、C/P機関等との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

<第1期契約期間>

1) インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：調査開始後3ヵ月以内

部数：英文4部（簡易製本）、和文2部（簡易製本）、電子データ（PDF）

2) プログレスレポート1

記載事項：西部地区汚水処理マスタープラン（案）

提出時期：調査開始後6ヶ月後を目処（2022年2月末）

部数：和文2部（簡易製本）、電子データ（PDF）

3) プログレスレポート2

記載事項：西部地区汚水処理マスタープラン

提出時期：調査開始後12ヶ月後を目処（2022年8月末）

部数：英文4部（簡易製本）、和文2部（簡易製本）、電子データ（PDF）

<第2期契約期間>

4) プログレスレポート3

記載事項：下水道マスタープラン（案）

提出時期：調査開始後18ヶ月後を目処（2023年2月末）

部数：和文2部（簡易製本）、電子データ（PDF）

5) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：第1期及び第2期の調査結果全体

提出時期：現地業務終了時（調査開始34ヶ月後を目処）

部数：英文4部（簡易製本）、和文2部（簡易製本）、電子データ（PDF）

6) ファイナルレポート

記載事項：調査結果の全体成果

提出時期：ドラフト・ファイナルレポートに対するフィジー側コメント提出から1ヶ月以内

部 数：英文10部（製本）、和文5部（製本）、CD-R 2部

ファイナルレポートについては製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2021年1月）」（https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000kzwji-att/ind_guide.pdf）を参照する。各報告書の記載項目（案）はJICAと受注者で協議・確認する。報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

(2) コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出すること。なお、C/P機関等と文書にて合意したもののについても、適宜添付の上、JICAに報告すること。

(ア) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題（計2~3ページ）

(イ) 活動に関する写真（1ページ程度）

(ウ) 業務フローチャート（A3版1枚程度）

(3) その他の報告書類

1) 業務計画書（第1期）

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結から起算して10営業日以内

部 数：和文2部（簡易製本）、電子データ（PDF）

2) 業務計画書（第2期）

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：第2期開始時（調査開始12ヶ月後を目処）

部 数：和文2部（簡易製本）、電子データ（PDF）

3) 業務実施報告書

最終契約終了時においては、初年度契約の履行期間開始以降最終年度契約の履行期間終了時までの期間を対象とし、ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくために、下記事項を含む業務実施報告書を提出するものとする。

記載事項：

①最終報告書の概要

②活動内容（調査）

調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

③活動内容（技術移転）

現地におけるセミナー・研修、本邦研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述

- ④業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）
- ⑤今後の案件実施スケジュール（資金調達の見込み等）
- ⑥提案した計画の具体化に向けての提案

添付資料

- ①業務フローチャート
- ②業務人月表
- ③研修員受入れ実績
- ④調査用資機材実績（引渡リスト含む）
- ⑤合同調整委員会議事録等
- ⑥その他調査活動実績

提出時期：業務終了時

部 数：和文2部（簡易製本）、電子データ（PDF）

4) 議事録等

各活動に係るC/P機関等やJICA関係部との協議概要を取りまとめ、JICAに速やかに提出する。

以上

別紙：再委託調査事項

<西部地域污水处理マスタープラン>

1. 環境社会配慮調査①（SEAレベル）

・戦略的環境評価(Strategic Environmental Assessment : SEA)レベルで文献調査を実施。

- ・影響評価と代替案分析
- ・ステークホルダー会議の支援
- ・関係機関に対する問題点のヒアリング実施
- ・報告書作成

2. 水質調査

- ・測定項目：BOD、COD、TSS、TN、TP、大腸菌、現地測定（温度、pH、濁度、色相等）
- ・対象河川：6
- ・実施回数：雨季（12月～4月）・乾季（5月～11月）で各2回
- ・報告書作成

3. 河川流量調査

- ・対象河川：6
- ・実施回数：雨季（12月～4月）・乾季（5月～11月）で各2回
- ・計測方法：5～10箇所／断面とし、各断面の面積並びに流速を求め、流量を導出。
- ・報告書作成

<下水道マスタープラン>

4. 環境社会配慮調査②（SEAレベル）

・戦略的環境評価(Strategic Environmental Assessment : SEA)レベルで文献調査を実施（1. 環境社会配慮調査（SEAレベル）①で内包する）

- ・影響評価と代替案分析
- ・報告書作成

5. 路線測量①

- ・実施延長：50km（25*2）
- ※但し、整備済み区域がある市町の場合、整備済み区域はAs-Built drawingがあることを想定し、測量調査対象外とする。
- ・報告書作成

<Pre-F/S>

6. 環境社会配慮調査③

- ・環境影響評価(Environmental Impact Assessment:EIA)調査・取得支援
- ・ベースライン用実測調査
- ・環境影響評価(Environmental Impact Assessment:EIA)報告書（案）作成

7. 土質調査

- ・下水処理場内2カ所で30mボーリングを実施
- ・室内試験30サンプル（2m毎に1サンプル）
- ・報告書作成

※上記ボーリング調査の結果、2カ所で土層や基盤層が異なる場合、F/S調査での課題として土質の追加調査を挙げる。

8. 路線測量②・平板測量

- ・地点測量：実施延長20km。

※5. 路線測量①で実施した後に更に追加が必要と判断される路線を対象とする。

- ・平板測量：10ha。

- ・報告書作成

9. 住民意識調査

- ・Pre-F/S対象都市の住民意識調査(現在の衛生施設に対する不満、下水道使用料支払意思額、支払可能額、排水設備/取付管接続に対する負担額確認等)

- ・アンケート実施数：400サンプル

- ・報告書作成

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本件に係る業務工程は、2021年9月に開始し、第1期を2021年9月～2022年8月、第2期を2022年9月～2024年8月とする2つの契約期間に分けて実施することにより、約36ヵ月後の終了を目処とする。

このため、各期の契約期間終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等についてJICAが指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

なお、上記の契約期間の分割については、コンサルタントがより適切と考える業務工程計画があれば、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約63人月 (M/M) (現地：45M/M、国内18M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案してください。

- ① 業務主任者/総合的污水处理計画(2号)
- ② 下水道施設計画(3号)
- ③ 組織経営分析・強化(3号)
- ④ 分散処理計画
- ⑤ 下水処理場計画・設計
- ⑥ 下水管路計画/既存排水路調査
- ⑦ 機械・電気設備
- ⑧ 積算/施工計画
- ⑨ 経済財務分析
- ⑩ 環境社会配慮/住民啓発
- ⑪ 自然状況調査

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認めます。なお、以下に掲げたもの以外に再委託が必要な業務があればプロポーザルにて提案すること。

<西部地区污水处理マスタープラン>

- 環境社会配慮調査①(SEAレベル)
- 水質調査
- 河川流量調査

<下水道マスタープラン>

- 路線測量
- 環境社会配慮調査②(SEAレベル)

<Pre-F/S>

- 環境社会配慮調査③

- 土質調査
- 路線測量、平板測量
- 住民意識調査

(4) 配布資料／閲覧資料等

1) 配布資料

- 詳細計画策定調査結果の協議議事録 (M/M)
- 討議議事録 (R/D) (案)
- 詳細計画策定調査結果報告書

2) 公開資料

- フィジー共和国上下水道セクター情報収集・確認調査報告書
(https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_202_12355244.html)

(5) 対象国の便宜供与 (必要な場合に記載)

R/D及びM/Mを参照のこと。C/P機関等との間で合意されたR/Dに基づき、C/Pの配置、C/P職員への必要な手当、国内旅費の支給、プロジェクト執務室、オフィス事務機器の提供が行われる。

(6) その他留意事項

1) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意するとともに、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。当地の治安状況については、JICA フィジー事務所、在フィジー日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。なお、現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。